

医療法人社団 博愛会 (介護予防) 木阪病院訪問リハビリテーションのご案内  
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 : 平成23年5月1日
- ・所在地 : 広島県東広島市西条町土与丸1235番地
- ・電話番号 : 082-421-0800
- ・ファックス番号 : 082-421-0810
- ・管理者名 : 勇木 清
- ・通常のサービス提供地域 : 東広島市4町 (西条町・高屋町・志和町・八本松町)

(2) 事業の目的と方針

事業所は、居宅において要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問リハビリテーションを提供する事を目的とする。又、療法士は要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を目指す。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	医師	1名 (常勤兼務)
サ ー ビ ス 提 供 者	医師	9名 (常勤 1名、非常勤 8名)
	訪問療法士 (理学療法士)	2名 (常勤 1名、非常勤 1名)
	訪問療法士 (作業療法士)	2名 (常勤 0名、非常勤 2名)
	訪問療法士 (言語聴覚士)	1名 (常勤 0名、非常勤 1名)

2. サービス内容

「(介護予防) 訪問リハビリテーション」は、利用者の居宅 (自宅) において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士により、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るサービスです。

### 3 営業時間

サービス種類	月曜～金曜日	土・日曜日	祝祭日
訪問リハビリテーション	8:30～17:30	休業	休業

(注) 8/14～15、12/30～1/3は「祝祭日」の扱いとなります。

(注) 介護予防訪問リハビリテーションの営業時間も同上となります。

#### ◇緊急時の連絡先

リハビリテーションには細心の注意をもってあたっておりますが、もし事故が発生した場合は、緊急連絡先に速やかに連絡を入れるとともに、緊急の処置をとっております。更に重篤な事故の場合には、本人の住所地市町村（保険者）にも報告をするようにしております。

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 要望及び苦情等の相談

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：中平 啓太

連絡先（電話）：(082) - 421 - 0800

要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、病院に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、下記の公的機関・第三者委員へ直接、申し出ることができます。その際は、各申し出先より助言や指導をいただき対応させていただきます。

### 5 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

利用者相談窓口	電話番号	(082) 421-0800
	Fax番号	(082) 421-0810
	担当者	中平 啓太
	対応時間	8:30～17:30

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 東広島市役所 介護保険課	所在地	広島県東広島市西条栄町8-29
	電話番号	(082) 420-0937
	Fax番号	(082) 422-2416
	対応時間	9:00～17:00
広島県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	広島県広島市中区東白島町19-49
	電話番号	(082) 554-0783
	Fax番号	(082) 511-9126
	利用時間	8:30～17:30

## 6. その他

### (1) 施設のご案内

当施設においての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お申し出下さい。

### (2) 法人事業

- ①木阪病院
- ②木阪クリニック
- ③介護老人保険施設きさか
- ④看護小規模多機能型居宅介護きさか
- ⑤サンひまわり居宅介護支援事業所
- ⑥木阪病院病後児保育室
- ⑦木阪病院（訪問リハビリテーション）

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

1. 保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証、適用となる公費負担制度の証書を確認させていただきます。

2. (介護予防) 訪問リハビリテーションは、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて介護支援専門員(地域包括支援センター担当者)が作成した居宅(介護予防)サービス計画書に沿って「(介護予防)訪問リハビリテーション計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅(介護予防)サービス計画書の範囲内で可能なときは、速やかに「(介護予防)訪問リハビリテーション計画書」の変更等の対応を行います。利用者が居宅(介護予防)サービス計画書の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)へ連絡調整等の援助を行います。サービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって(介護予防)訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者のご家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーションの基本料金

ひと月の合計単位数に1単位の単価(10,17円)を乗じて、自己負担金は「介護保険負担割合証」の割合によって計算させていただきます。

<p>訪問リハビリテーション費 (基本費、1回につき) 20分 308単位</p>	<p>交通費(1回につき)</p>
<p>※1) 上記基本料にサービス提供体制強化加算Ⅰ6単位が一律付加されます。                  ※2) 中山間地域への指定訪問リハビリテーション(注1)                  ※3) 短期集中リハビリテーション実施加算(注2)                  ※4) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(注4)                  ※5) リハビリテーションマネジメント加算イ又はロ(注5)                  ※6) 移行支援加算(注6)                  ※7) 退院時共同指導加算(注7)                  ※8) 医療保険によるリハビリテーション(注9)</p>	<p>東広島市4町(西条町・高屋町・志和町・八本松町)に居住の場合・・・無料                   上記以外に居住の場合                  ○ 4町の外淵より居宅までの距離(Km) × 20円 × 消費税率                  ……交通費</p>

<p>(介護予防) 訪問リハビリテーション費 (基本費、1回につき) 20分 298単位</p>	<p>交通費 (1回につき)</p>
<p>※1) 上記基本料にサービス提供体制強化加算 I 6単位が一律付加されます。 ※2) 中山間地域への指定(介護予防)訪問リハビリ テーション(注1) ※3) 短期集中リハビリテーション実施加算(介護 予防)(注3) ※7) 退院時共同指導加算(注8) ※8) 医療保険によるリハビリテーション(注9) ※9) 予防訪問リハビリテーション12月超減算 (注10)</p>	<p>東広島市4町(西条町・高屋町・志和 町・八本松町)に居住の場合・・・無料  上記以外に居住の場合 ○ 4町の外淵より居宅までの距離 (Km) × 20円 × 消費税率 ・・・交通費</p>

- 注1) 定められた中山間地域への指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合、所定基本料の5%を所定基本料に付加します。
- 注2) 利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に、指定訪問リハビリテーションを集中的に実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位が付加されます。
- 注3) 利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に、指定介護予防訪問リハビリテーションを集中的に実施した場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位が付加されます。
- 注4) 認知症との診断を受けリハビリテーションによって生活機能改善が見込まれると判断され、退院若しくは退所した日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間に、指定訪問リハビリテーションを集中的に実施した場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位が付加されます。
- 注5) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同し、定期的に関リハビリテーション会議を行ってリハビリテーション計画を見直す等継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は1月につき180単位(イ)又は213単位(ロ)が付加されます。  
また、訪問リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者またはご家族へ説明して同意を得た場合、1月につき270単位が付加されます。
- 注6) 指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17単位が付加されます。
- 注7) 利用者が入院している病院又は診療所を退院するにあたり、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が退院前カンファレンスに参加し、入院先の従業者と情報共有して在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同した場合、600単位が付加されます。

注8) 利用者が入院している病院又は診療所を退院するにあたり、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が退院前カンファレンスに参加し、入院先の従業者と情報共有して在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同した場合、600単位が付加されます。

注9) 訪問リハビリテーション利用者の主治医から、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別指示があった場合、医療給付（医療保険での訪問リハビリテーション）の対象となる為、その日から14日以内は介護保険の訪問リハビリテーションは実施できません。

注10) 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用される場合は、介護予防訪問リハビリテーション費から1回につき30単位減算されます。ただし、厚生労働大臣が定める基準を満たす場合には減算されません。

## (2) 交通費（実費）

交通費（片道）は、サービス地域ごとにつぎのように定めます。

- ① 利用者が東広島市4町（西条町・高屋町・志和町・八本松町）に在住されている場合は、交通費を無料とします。
- ② 利用者が上記以外に在住されている場合は、4町の外淵から居宅までの距離（Km）に20円と消費税率を掛けて算出いたします。

## (3) 支払い方法

利用者負担金は、以下の方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

- 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）
- 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅（介護予防）サービス計画書を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割又は8割又は7割）を請求することになります。
- 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅（介護予防）サービス計画書を作成する際に居宅介護支援専門員（地域包括支援センター担当者）から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）
- 利用者の介護保険負担割合に変更が生じた場合は、これに準じた利用者負担金となります。
- 利用者負担金は、サービスを受けた月の翌月中旬頃に請求書を発行し、毎月下旬（金融機関によって引落日が異なります）にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

## (4) キャンセル（利用の中止）

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先（又は前記のサービス責任者連絡先）までご連絡ください。

**連絡先 木阪病院 （電話）： （082）421-0800**

## 個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

木阪病院（介護予防）訪問リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔木阪病院内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退院等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・担当者会議やリハビリ会議等でテレビ電話等を活用

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供